

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日のときは、その翌日とする)

目 次

◇規 則 鳥取県立消費生活センター管理規則の一部を改正する規則(社会課)

◇告 示 土地改良区の役員の退任(農村整備課)

土地改良区の解散(〃)

県営土地改良事業計画の変更(〃)

保安林の指定の解除(造林課)

保安林の指定予定(〃)

保安林の指定の解除予定(二件)(〃)

生産事業者の登録(〃)

生産事業者の登録の失効(〃)

県道の区域の変更(道路課)

◇教委告示 臨時教育委員会の招集(総務課)

◇公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による聴聞(〃)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県立消費生活センター管理規則の一部を改正する規則

一 鳥取県立消費生活センターについて、知事が特に必要と認めるときは、臨時に休所し、又は休所日に開所することができることとした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県立消費生活センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二号

鳥取県立消費生活センター管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立消費生活センター管理規則(昭和四十六年三月鳥取県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休所し、又は休所日に開所することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり光徳土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 枝 谷 拓 弥 西伯郡名和町大字小竹六二五一一

平成元年二月一日退任

鳥取県告示第二百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第一号に掲げる事由により、玉銚土地改良区が解散したので、同条第三項の規定

により告示する。

平成元年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ほ場整備事業八頭中央地区ほ場整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年二月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場、船岡町役場及び河原町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事

に申し立てること。

鳥取県告示第二百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成元年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字山口字良源寺一九四五の一、一九四五の二

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第二百十四号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡河原町大字北村字権現ヨリ袖小屋迄九三五の二

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種の
次のとおりとする。

二 1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡若桜町大字眷米字シヨムカ六三六（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

3 指定施業要件

3 1 保安林予定森林の所在場所
八頭郡家町大字下津黒字家ノ奥三〇三、三〇四、河原町大字北村字河原畑四五一の三、字高畑口四六二、字屋敷平九二八から九三一まで

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

4 1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡八東町大字鍛冶屋字屋敷一三〇、一三〇の二、一三一、字中ノ谷三三五から三三七まで、字屋敷ノ上エ三三八から三四〇まで、大字日田字野口山一一七、一一二一から一一二三まで、大字安井宿字白石谷一二六一、若桜町大字三倉字登り立八の一〇(次の図に示す部分に限る。)、字西河内奥一一六九の一、大字落折字秋カリヨフ二七七の一六、二七七の一〇一、字中畑道ノ前二七七の三八

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成元年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字中津字中津(国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百十六号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成元年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市浜坂字東浜一三九〇の一三九(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

文化財保護のため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百十七号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第三項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
二百五十	門脇準之助	倉吉市岡一八九	幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	門脇苗	倉吉市岡
二百五十一	熊谷 薫	八頭郡河原町大字北村四三九	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	熊谷苗	八頭郡河原町大字北村

鳥取県告示第二百十八号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成元年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十二号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成元年二月二十一日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
	パールセブン二	マルホン工業株式会社
	レッドセブン	
	ワンダーランド	
	ワンダーランド二	
	ハッピーバード	
	ハッピーバード二	

ばちんこ遊技機

ラウンドボール	豊丸産業株式会社
ラウンドボール二	
少林拳	
ドンスペシャル	
サブマリNP四	
サブマリNP五	株式会社三屋
ビッグサンダー	
アトムII	
キャノン	株式会社ニューギン
ショットガンA	
エスパ二号	株式会社三洋物産
クラッシュ二世	太陽電子株式会社
フルーツチャンス	日活興業株式会社
アレンジボール遊技機	
胴式遊技機	

鳥取県公安委員会告示第十三号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十一条第一項前段の規定に基づき、次のとおり公開に

よる聴聞を行うので、同項後段の規定により告示する。

平成元年二月二十一日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

一 聴聞の期日及び場所

平成元年三月一日 午後一時

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎七階）

二 被聴聞者の住所及び氏名

八頭郡河原町大字佐貫一〇九六

田村久美子